

令和7年9月10日

報道機関 各位

久之浜・大久、四倉地区定額タクシーの運行開始について

久之浜・大久、四倉地区においては、移動困難者の日常生活に必要な移動手段の構築に向けて、地域住民や関係団体等の皆様とともに協議・検討を重ね、既存のタクシー事業者を活用した定額タクシーの実証運行を令和6年1月から3月の2か月間、令和6年11月から令和7年2月の4か月間にわたり実施してきたところです。

この度、実証運行の結果を踏まえた地区との協議を経て定額タクシーによる本格的な住民輸送を令和7年10月1日より開始することとなりましたのでお知らせします。

○運行の概要

- ・運 営 主 体 久之浜・大久、四倉地区交通対策協議会
- ・タクシー運行事業者 株式会社マルイチ小名浜タクシー、三和交通有限会社
- ・対 象 者 久之浜・大久、四倉地区に居住の65歳以上の方、または運転免許証自主返納者
- ・利 用 時 間 8時～16時までの乗車のみ有効
- ・利 用 料 金 ①メーター料金3,000円未満 1,000円
②メーター料金3,000円以上 1,500円
- ・利 用 回 数 ひと月あたり片道16回まで
- ・移 動 の 範 囲 自宅又は久之浜・大久、四倉地区及び、その他の地区における指定施設(※)間
※指定施設は、市及び協議会の協議で定めた商業施設、医療機関、金融機関、公共施設等
- ・利用登録開始日 令和7年9月12日
※久之浜・大久支所(0246-82-2111)または四倉支所(0246-32-2111)への電話またはインターネットによる登録
(久之浜・大久支所) (四倉支所)



- ・運 行 開 始 日 令和7年10月1日

※出発式は、令和7年10月1日に執り行う予定です。

詳細については、後日お知らせします。

(事務担当)
公共交通課地域交通係
電話 0246-22-1170